

岩手県立大学宮古短期大学部

令和 8 年度 科目等履修生・聴講生・研究生募集要項

1 募集人員

科目等履修生	若干名
聴講生	若干名
研究生	若干名

2 開講科目（科目等履修生・聴講生）

受講をお考えの方はお問い合わせください。

3 履修期間

科目等履修生	令和 8 年 4 月（又は 10 月）から 6 か月又は 1 年（履修科目による）
聴講生	令和 8 年 4 月（又は 10 月）から 6 か月又は 1 年（聴講科目による）
研究生	令和 8 年 4 月（又は 10 月）から 6 か月又は 1 年 （特別の理由がある場合には、上記以外の時期の入学を認めることがあります。）

【履修期間の延長】

- ① 履修期間は、出願により 1 回に限り延長が認められます。ただし、再度の延長はできません（新規扱いとなります）。
- ② 延長前の履修期間の履修科目の 7 割以上が合格していない場合には、延長が認められないことがあります。

4 出願受付期間

入学時期	出願受付期間
令和 8 年 4 月	令和 8 年 1 月 23 日（金）～ 2 月 5 日（木）
令和 8 年 10 月	令和 8 年 6 月 19 日（金）～ 7 月 3 日（金）

（注 1）受付時間は、いずれも午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとし、最終日は書類必着とします。

（注 2）研究生については、研究指導を希望する教員から事前に確認を得てください。

（注 3）研究生については、特別な理由があり教員がその必要性を認めた場合には、上記期間以外の出願・入学を認めることがあります。

（注 4）障がい等により修学上の配慮を要する場合には、出願受付期間前（研究生においては、研究指導を希望する教員から事前に確認を得る前）の下記期日までに事前にご相談ください。

令和 8 年 4 月入学希望者：令和 8 年 1 月 9 日（金）

令和 8 年 10 月入学希望者：令和 8 年 6 月 5 日（金）

5 出願資格

区分	出願資格
科目等履修生	本学において特定の授業科目を履修することを希望する者であって、次のいずれかに該当する者、又は入学日において該当する見込の者。 (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。） (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (6) 文部科学大臣の指定した者 (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学試験検定規程（昭和 26 年文部科学省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。） (8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者 (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者
聴講生	本学において特定の授業科目を聴講することを希望する者。

研究生	本学において特定の専門事項について研究することを希望する者であつて、次のいずれかに該当する者、又は入学日において該当する見込の者。 (1) 短期大学を卒業した者又はこれに準ずる者でこれと同等の学力があると認められる者 (2) 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者でこれと同等の学力があると認められる者 (3) その他学長が短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
-----	--

6 入学検定料

9, 800円

- (注1) 本学所定の「振込依頼書」(出願書類の中に所定の様式があります。)に必要事項を記入し、必ず金融機関(郵便局を除く。)の窓口で払い込んでください(ATM等は利用しないでください)。
- (注2) 払込後、受け取った「払込受付証明書」の金融機関受付印の押印を確認のうえ、「入学検定料払込受付証明書貼付書」の所定の欄に貼付してください。
- (注3) 「振込金領収書」は入学志願者が保管するものです。貼り間違えないようにしてください。
- (注4) 一旦納入した入学検定料は返還できません。

7 出願書類

書類区分	注意事項	提出する書類					
		科目等履修生		聴講生		研究生	
		新規	延長	新規	延長	新規	延長
① 入学願書		○	○	○	○	○	○
② 写真(縦4cm×横3cm、無帽上半身正面、無背景、カラー)1枚	入学願書に貼り付け。	○		○		○	
③ 履歴書		○		○		○	
④ 入学検定料払込受付証明書貼付書	・本学所定の「振込依頼書」を使用して入学検定料を納入後、払込受付証明書を貼付すること。	○		○		○	
⑤ 志願理由書・研究計画書		○	○			○	○
⑥ 最終学歴校の成績証明書及び卒業(修了)証明書	・原則として日本語又は英語によるものとし、原本に限る。 ・申請時点で卒業(修了)見込みである場合には、卒業(修了)見込証明書とすること。	○				○	
⑦ 職業活動又は社会活動における経歴を記載した業績レポート	・様式自由、任意提出					○ (任意)	
⑧ 承諾書(定職に就いている者又は本学以外の大学等に在籍している者に限る。)		○				○	
⑨ 返信用封筒(角型2号)	・郵便番号、住所、氏名を明記。切手不要。	○	○	○	○	○	○

- (注1) 科目等履修生又は聴講生の出願をする場合には、必ず事前に履修希望科目の開講確認の問い合わせをしてください。
- (注2) 必要な書類が全て揃っていない場合には、受付ができません。十分に注意してください。
- (注3) 出願後に氏名、住所、電話番号に変更があった場合には、速やかに連絡してください。
- (注4) 出願書類に虚偽又は不正等が判明した場合には、入学許可後であってもこれを取り消すことがあります。
- (注5) 提出書類に記入された個人情報は、本学における科目等履修生、聴講生及び研究生に係る諸手続に関する目的にのみ使用されます。

8 選考方法

出願書類を受理後に、書類審査、面接等により選考を行います。面接を実施する場合は別途連絡します。

9 出願書類提出先

岩手県立大学宮古短期大学部事務局 (〒027-0039 岩手県宮古市河南 1-5-1)

10 履修することのできる科目及び総単位数等

- (1) 科目等履修生の1学期(6か月)当たりの履修単位数等の上限は、12単位以内(ただし本学卒業生を除く)です。
- (2) 授業時間帯の重複等により、履修希望科目を全部履修できない場合があります。
- (3) 履修希望科目の授業内容等を担当教員に事前に確認することができます。詳しくは末尾記載の問い合わせ先にお尋ねください。
- (4) 科目等履修生が履修した授業科目については、試験その他の方法により判定した成績に基づき、単位を認定します。

11 選考結果の通知

選考結果は、後日郵送により通知します。

12 入学許可

選考に合格した者のうち、所定の期間内に入学料の納付などの入学手続を完了した者に入学を許可します。入学料の納付方法等の詳細は、選考結果通知時にお知らせします。

	入学料の額		備考
	科目等履修生、聴講生	研究生	
岩手県内の住民	22,600円	67,700円	本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が入学の日の1年前から引き続き岩手県内に住所を有する場合
その他の住民	33,800円	101,500円	上記以外の者

(注)「岩手県内の住民」に該当するためには、本人、本人の配偶者又は一親等の親族(父母等)が令和8年4月入学の場合には令和7年4月1日以前、令和8年10月入学の場合には令和7年10月1日以前から岩手県内に居住(住民登録が要件)していることが必要となります。

13 入学手続に必要な書類

下記提出書類の詳細や様式等は選考結果の通知とともに合格者宛て送付します。

書類区分		注意事項
①	最終学歴校の卒業証明書及び成績証明書(聴講生を除く)	出願時に最終学歴校在学中(卒業見込)であった場合には、卒業証明書及び最終の成績証明書を提出してください。
②	入学料払込受付証明書(様式有)	既納の入学料は、還付できません。
③	「岩手県内の住民」を証明する書類	「岩手県内の住民」に該当しない場合には不要。
④	宣誓書(様式有)	
⑤	健康診断書	職場等で過去1年以内に健康診断を受診している場合には、当該診断証明により代えることができます。
⑥	岩手県立大学入学者入力票(様式有)	

(注) 提出書類に記入された情報は、岩手県立大学における学籍の管理上の目的にのみ使用されます。

14 聴講料・研究料

入学後、所定の期日までに聴講料又は研究料を納付していただきます。聴講料の納付方法等の詳細は入学後にお知らせします。

科目等履修生、聴講生(聴講料)	研究生(研究料)
1単位につき14,800円	研究期間6か月の場合 178,200円 研究期間1年の場合 356,400円(5月と10月に半額ずつ分納) ※特別の理由により入学時期が4月または10月以外の時期となった場合、研究料は入学した日の属する月に納めていただくこととなります。 その場合の研究料は、月額29,700円×月数となります。

(注1) 上記により積算した額を、前期については5月、後期については10月に指定の金融機関口座に振り込んでいただきます。お支払いいただいた聴講料又は研究料は還付しかねますのでご注意ください。

(注2) 上記は令和7年度の額であり、令和8年度において改定されることがありますのであらかじめご了解ください。

問い合わせ先
岩手県立大学宮古短期大学部 事務局 〒027-0039 岩手県宮古市河南1-5-1 Tel 0193-64-2230 Fax 0193-64-2234